

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

佐野市

(都道府県: 栃木県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	佐野市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,500,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、策定したまちづくりの基本方針となる「第2次佐野市総合計画(平成30年度~令和11年度)」で示される施策の方向性や具体的な取組等を勘案しながら、本市における地方創生の推進や、人口減少克服に効果のある取り組みを掲げている。</p> <p>特に基本目標として掲げている「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、女性が輝く地域社会をつくる」では、若年女性人口の減少傾向、平均初婚年齢の上昇等の理由から128,276人(1990年)をピークに116,228人(2020年)と人口の自然減が進行していることを課題としている。また第1期戦略中に、出生数は854人(2015年)から749人(2019年)、婚姻数は587件(2015年)から528件(2019年)と下落しており、早急な対策を講じる必要がある。</p> <p>そのような課題を解決するために、不妊治療助成事業や子宝祝金事業等の妊娠出産子育てに関する各種施策に取り組んでいるところであるが、さらに取組の充実を図るため、本事業において結婚に対する新たな支援を行い、経済的不安の軽減を図ることで、婚姻数の向上を促していく。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】				
<p>対象期間に支払った、交付申請時において新婚夫婦の双方が現に居住している住宅に係る住宅費用、引越費用及びリフォーム費用の合算額(消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を含む。)のうち30万円が補助上限額。ただし、当該新婚夫婦が勤務先から住宅手当等の支給を受けているときは、当該住宅手当等の額を住宅費用の額から控除する。補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚夫婦のいずれか一方であって、取得する住宅の所有者又は住宅の賃借契約の契約者であるものとする。</p> <p>(1) 申請をしようとする時(以下「交付申請時」という。)において、その者及びその配偶者が市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 基準日から起算して市の住民基本台帳に継続して3年を超える期間記録されることを誓約できる者であること。</p> <p>(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。</p> <p>(4) その者及びその世帯員(次号及び第8号において同じ。)の佐野市税条例(平成17年佐野市条例第63号)、佐野市都市計画税条例(平成17年佐野市条例第64号)若しくは佐野市国民健康保険税条例(平成17年佐野市条例第65号)の規定により課された全ての市税(以下「市税」という。)又は地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項において準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)に滞納がないこと。</p> <p>(5) その者及びその世帯員が暴力団員(佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)第2条第4項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。</p> <p>(6) その者及びその配偶者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p>					
2. ①申請見込み世帯数	25	世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	17	世帯	左記以外 8 世帯	
【積算根拠】					
<p>25件(支給見込み世帯数)×30万円(補助上限)×2/3(補助率)=5,000千円</p> <p>・令和3年度佐野市結婚新生活支援事業の申請率が共に29歳以下の夫婦70%、30歳~39歳の夫婦30%(1月4日時点)となっているため、内訳は以下のとおりとする。</p> <p>25件×70%(29歳以下比率)≒17件(29歳以下見込)</p> <p>25件-17件=8件(30歳以上見込)</p>					
<p>( 令和3年度 見込世帯数 25 世帯 )</p>					

②継続補助の見込  
対象経費支出予定額


世帯  
円

3. 広報の実施予定

広報紙、公式HP及びSNSへの掲載

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻数	人	540(令和5年度)	359(令和元年度)
合計特殊出生率		1.6(令和5年度)	1.33(令和元年度)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.33(令和元年)	
	婚姻件数	件	359(令和元年)	
	婚姻率	‰	3.9(令和元年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	33.3
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	50
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<p>栃木県が運営するとちぎ結婚支援センターを核とし、宇都宮市、足利市、真岡市と連携して結婚を希望する方へ支援を実施し、併せて男性向け家事育児等講座や企業向け働き方改革セミナーを通して男性の育児参画を支援することで子育てに温かい社会づくりの機運を醸成し、面的・量的な拡大に取り組む。</p> <p>&lt;自治体連携を伴う広域的な結婚支援の取組&gt;            栃木県が実施するとちぎ結婚サポート事業における下記の連携            ○結婚支援センター足利の紹介・案内窓口設置(交付金活用無)            ○出会いを支援するオンラインイベントの共催、佐野市のブランドカク佐野アウトレット、ラーメン等&gt;を生かした観光名所めぐりなど、縁を育む支援と出会いの場の創出を年1回以上実施(交付金活用無)            ○商工会議所や企業等と連携した結婚イベントや相談会を年1回以上開催し、出会いの場の創出や結婚支援センター登録への導線とする。(交付金活用無)            ○結婚サポーターの相談会等を年1回以上開催し、結婚支援センターやイベントの導線とする。(交付金活用無)            ○上記取組を中心に市の結婚支援事業の広報において、とちぎ結婚支援センターHPの婚活イベントシステムを活用する。</p> <p>&lt;大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくり&gt;            栃木県が実施する男性の家事・育児参画促進事業における下記の連携            ○男女生き生き企業の登録促進において市内企業向け働き方改革セミナー開催、商工会議所等への働きかけ、登録推進リーフレット等の配布を3000部を年1回以上。            ○男性向け家事・育児・料理・服飾講座、親子参加型イベント等を年3回実施(交付金活用無)            ○栃木県が作成する普及啓発冊子を年1回予定している市内企業向け働き方改革セミナー受講者やイベント参加者へ100部以上配布することで効果的な普及を推進する。</p> <p>&lt;協議会への参加&gt;            事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための市町担当者会議に参加。</p>			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<p>民間の婚活支援会社等への周知、チラシの配布案内。            商工会議所等と連携したイベント周知や結婚支援センター説明会などの開催。</p>			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			